

意見書(案)

北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射及び核実験に抗議し、国の断固たる対応と国民の安全・安心の確保を求める意見書

北朝鮮は、8月3日、弾道ミサイルを発射し、山形県に極めて近い秋田県沖の我が国の排他的経済水域内に落下させた。その後も弾道ミサイルの発射を繰り返し、9月5日には排他的経済水域内に2度目の落下をさせ、付近で操業する本県漁船等の船舶をはじめ、国民の生命・安全を脅かした。さらに、9月9日には、国際社会の度重なる非難の声を無視し、5回目の核実験を強行した。

これらの一連の行為は、国連安全保障理事会決議に明確に違反し、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、唯一の被爆国である我が国として断じて容認することはできない。

本県議会は、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射及び核実験に対し強く抗議するとともに、これらの行為を直ちにやめるよう強く求めるものである。

よって、国においては、これらの行為が今後決して行われることのないよう、関係各国と連携し、北朝鮮に対し断固たる措置を講ずるとともに、国民の安全・安心の確保に万全を期されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
財 務 大 臣 あて
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
防 衛 大 臣
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 野川政文

以上、発議する。

平成28年9月14日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 森谷仙一郎